

毎週火、金曜日発行(土曜日は翌日)
昭和四年四月十五日第...
認可

鳥取県公報

目次
◇規則 農業協同組合法施行規則

規則

農業協同組合法施行規則をここに公布する。

昭和三十三年七月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十二号

農業協同組合法施行規則

農業協同組合法施行規則(昭和二十四年六月鳥取県規則第四十八号)の全部を改正する。

(用語)

第一条 この規則において「法」とは農業協同組合法(

昭和十二年法律第百三十二号)を、「組合」とは農業協同組合及び農業協同組合連合会をいう。

(書類の提出)

第二条 法令又はこの規則に基いて組合が提出する書類は、郡市の区域に満たない区域を地区とする農業協同組合で米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあるものは、農政課西伯分室(旧東伯郡上中山村、下中山村は農政課中部分室)、倉吉市及び東伯郡にあるものは、農政課中部分室を経由し、その他の組合は、直接知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により農政課分室を経由して知事に提出する書類は、それぞれ二通とし、その他の組合にあつては一通とする。

(設立の認可申請)

第三条 発起人は、法第五十九条の規定により組合設立の認可を申請しようとするときは、定款及び事業計画書のほか次に掲げる書類を添えて、別記様式第一号の申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 設立経過報告書
 - 二 設立準備会議事録謄本
 - 三 創立総会議事録謄本
 - 四 役員選挙録謄本
 - 五 役員の住所、氏名、正組合員であることの資格事項及び略歴を記載した書面
- (共済規程設定の承認申請)
- 第四条 組合は、法第十条の二第二項の規定により共済規程設定の承認申請をしようとするときは、共済規程のほか次に掲げる書類を添えて、別記様式第二号の申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 定款 ただし、共済事業実施の条文抜萃をもつてこれに替えることができる。
 - 二 共済事業計画の概要
 - 三 総会議事録の謄本又は抄本
 - 四 約款
 - 五 鳥取県共済農業協同組合連会との基本契約書(案)
- (役員選任、辞任の報告)

- 第五条 組合は、役員を選挙又は選任したときは、遅滞なく選挙録謄本を添えて、別記様式第三号により、知事に報告しなければならない。
- 2 組合は、理事の互選により組合長、副組合長、専務理事若しくは常務理事を定めたとき又は監事の互選により代表監事を定めたときは、その互選の日から二週間以内に、別記様式第四号により、知事に報告しなければならない。
- 3 組合は、役員が任期中辞任を申し出たときは、遅滞なく別記様式第五号により、知事に報告しなければならない。
- (参事及び会計主任選任及び解任の報告)
- 第六条 組合は、参事及び会計主任を選任及び解任したときは、遅滞なく理事会の議事録抄本を添えて、別記様式第六号により、知事に報告しなければならない。
- (定款変更の認可申請)
- 第七条 組合は、法第四十四条第二項の規定により定款変更の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書

- 類を添えて、別記様式第七号の申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 定款変更の理由
 - 二 新旧条文を対照した書面
 - 三 総会議事録の抄本
- 2 出資一口の金額を減少する場合は、前項各号の書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 財産目録及び貸借対照表
 - 二 法第四十九条第二項の手續を了したことを証する書面
- 3 出資一口金額及び出資最低持口数を増加するときは、第一項各号の書類のほか、組合長の証明した組合員(準組合員を含む。)全員の同意書の写を添付しなければならない。
- (共済規程の変更、廃止の承認申請)
- 第八条 共済規程変更の承認申請は、次に掲げる書類を添えて、別記様式第八号の申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 共済規程変更の理由
 - 二 新旧条文を対照した書面
 - 三 総会議事録の謄本又は抄本
- 2 共済規程廃止の承認申請は、次に掲げる書類を添えて、別記様式第九号の申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 共済規程廃止の理由
 - 二 総会議事録の謄本又は抄本
 - 三 廃止後の事務処理計画書
- (試算表の提出)
- 第九条 組合は、毎月末日現在の試算表を作成し、翌月十日までに知事に提出しなければならない。
- (総会開催の報告)
- 第十条 組合は、総会開催の通知をしたときは、遅滞なく別記様式第十号により、知事に報告しなければならない。
- (総会終了の報告)
- 第十一条 組合は、総会を終了したときは、遅滞なく総

会議事録謄本を添えて、別記様式第十一号により、知事に報告しなければならない。
2 次の各号に掲げる事項について議決があつたときは、総会議事録謄本のほか当該書類を添えて提出しなければならない。

- 一 規約の設定、変更及び廃止
- 二 業務報告書(事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失金処理案)
- 三 事業計画書

(組合員請求の報告)

第十二条 組合は、次に掲げる請求を受けたときは、遅滞なく請求書の写と、その請求に対する措置を記載した書面を添えて、別記様式第十二号により、知事に報告しなければならない。

- 一 法第三十五条の総会招集請求
- 二 法第四十条の役員改選請求
- 三 法第四十三条の参事又は会計主任の解任請求

(監査報告)

第十三条 監事は、法第四十一条の規定により、組合の財産又は理事の業務執行を監査したときは、その監査の日から二週間以内に、別記様式第十三号により、知事に報告しなければならない。

(組合員の請求)

第十四条 組合員は、法第九十四条第一項の規定による検査の請求又は法第九十六条の規定による総会の議決、選挙若しくは当選の取消の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて、請求書を知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 請求日現在における正組合員及び準組合員の総数及び同意者数を記載した書面
- 三 同意者名簿

(役員の欠けた場合の利害関係人の請求)

第十五条 法第四十一条の二の規定による請求をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

一 役員職務を行うものがなくなつた事由及びその年月日

二 損害を生ずるおそれのある理由

(解散の認可申請)

第十六条 組合は、法第六十四条第二項の規定により解散の認可の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添えて別記様式第十四号の申請書を、知事に提出しなければならない。

- 一 解散理由書
- 二 総会議事録の謄本
- 三 最近の財産目録及び貸借対照表

(解散の報告)

第十七条 組合は、法第六十四条第四項の規定により解散したときは、解散理由書を添えて直ちに知事に報告しなければならない。

(吸収合併の認可申請)

第十八条 組合は、法第六十五条第二項の規定により合併の認可を申請しようとするときは、次に掲げる書類

を添えて、別記様式第十五号の申請書を知事に提出しなければならない。

一 農業協同組合の合併の場合

イ 各組合の合併理由書

ロ 各組合の合併経過報告書

ハ 各組合の合併に関する総会議事録謄本

ニ 各組合の財産目録及び貸借対照表

ホ 合併予備契約書の謄本(合併予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等写も添付する。)

ヘ 各組合の法第六十五条第四項の規定による手続を了したことを証する書面。(出資組合の場合)

ト 役員の名、住所、氏名、略歴、資格及び就任年月日を記載した役員調書。(別記様式第十六号)

チ (役員を改選した場合)

一 合併によつて存続する組合であつて、定款変更の必要がある場合は新旧条文を比較対照した書面。

二 農業協同組合連合会の合併の場合

イ 各連合会の合併理由書

00334

ロ 各連合会の合併経過報告書

ハ 各連合会の合併に関する総会議事録謄本

ニ 合併の予備契約書の謄本(予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等写を含む。)

ホ 総会に附議した各連合会の財産目録、貸借対照表及び財産異動に関する予定明細表

ヘ 各連合会の法第六十五条第四項の規定による手続を了したことを証する書面。(出資連合会の合併の場合)

ト 役員調書(別記様式第十六号)。(役員を改選した場合)

チ 合併する各連合会の合併財務計画書(別記様式第十七号)

リ 新連合会の事業目論見書

ヌ 合併によつて存続する組合であつて定款変更の必要がある場合は新旧条文を比較対照した書面。

第十九条 設立委員は、合併によつて組合を設立しよう

とするときは、次に掲げる書類を添えて、別記様式第十八号の申請書を知事に提出しなければならない。

一 農業協同組合の場合

イ 各組合の合併理由書

ロ 各組合の合併経過報告書

ハ 各組合の合併に関する総会議事録謄本

ニ 総会に附議した各組合の財産目録及び貸借対照表(貸借対照表は設立する組合の合併貸借対照表をもつてこれに代えることができる。)

ホ 合併事業計画書

ヘ 合併予備契約書の謄本(合併予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等写も添付する。)

ト 各組合の法第六十五条第四項の規定による手続を了したことを証する書面。(出資組合の合併の場合)

チ 合併により設立する組合の定款

リ 設立委員の住所、氏名、略歴及び各組合の監事の証明した正組合員であることを証する書面

00334

ヌ 設立委員会議事録及び役員選任録の謄本

ル 役員の役名、住所、氏名、略歴及び資格を記載した役員調書(別記様式第十六号)

二 農業協同組合連合会の場合

イ 各組合の合併理由書

ロ 各組合の合併経過報告書

ハ 各連合会の合併に関する総会議事録謄本

ニ 合併の予備契約書の謄本(合併予備契約書以外に覚書等ある場合は覚書等の写を添付すること。)

ホ 総会に附議した各連合会の財産目録、貸借対照表(貸借対照表は設立する組合の合併貸借対照表をもつてこれに代えることができる。)

ヘ 各組合の法第六十五条第四項の規定による手続を了したことを証する書面。(出資組合の合併の場合)

ト 合併によつて連合会へ持越される各連合会の損失金又は剰余金の額及び損失金の補填計画

チ 設立委員の選任方法及び設立委員会議事録謄本

リ 新たに設立された連合会の定款(役員選挙規程並びに役員選任規程を含む。知事の認可を得た連合会を合併する場合は、その連合会の定款を添付するほか、認可年月日及び登記年月日を記載すること。)

ヌ 新連合会の事業計画書

ル 役員の役名、住所、氏名、略歴及び資格を記載した役員調書(別記様式第十六号)

ヲ 合併する各連合会の合併財務計画書(別記様式第十七号)

ワ 新連合会の事業目論見書

(清算結了の報告)

第二十条 清算人は、清算が終了したときは、次に掲げる書類を添えて、別記様式第十九号により、これを知事に報告しなければならない。

一 決算報告書

二 総会議事録の謄本

三 法第七十三条の手続を了したことを証する書面

四 登記簿抄本

(登記完了の報告)

第二十一条 組合は、法の規定による登記をしたときは、その登記完了の日から二週間以内に、設立、解散及び合併の登記の場合は登記簿抄本を、その他の変更事項の登記の場合は、登記申請書の写を添えて、別記様式第二十号により、これを知事に報告しなければならない。

(災害状況の報告)

第二十二條 組合は、天災地変、盗難その他による事故のためその財産に損害を生じた場合は、遅滞なくその状況を、別記様式第二十一号により、知事に報告しなければならない。

(其他)

第二十三條 農業協同組合中央会については、第五条、第六条及び第九条から第十四条まで並びに第二十一条及び第二十二條の規定を準用するものとし、監査士については、第六条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

法施行規則第三条の規定による申請書(創立総会終了後速かに)

農業協同組合設立認可申請書

今般農業協同組合法により何農業協同組合を設立しましたから認可を得たく農業協同組合法第五十九条の規定により、別記様式第一号、事業計画書及び関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何農業協同組合

設立発起人代表

何郡何町村何番地

何

某 〇

鳥取県知事 何 某 殿
添付書類

一定款

- 一 事業計画書 一通
- 一 設立経過報告書 一通
- 一 設立準備会議事録謄本 一通
- 一 創立総会議事録謄本 一通
- 一 役員選挙録謄本 一通
- 一 役員の住所、氏名、正組合員であることの資格事項及び略歴を記載した書面 一通
- 一 発起人名簿 一通

別記様式第二号

法施行規則第四条の規定による申請書(総会終了後速かに)

共済規程承認申請書

本組合は共済規程を別冊のとおり設定することを昭和 年 月 日の第何回通常(臨時)総会において決議しましたので、農業協同組合法第十条の二の規定により、承認を得たく関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 〇

鳥取県知事 何 某 殿
添付書類

- 一 共済規程 一通
- 一 一定款但し共済事業実施の条文抜萃をもつてこれに替えることができる
- 一 共済事業計画の概要 一通
- 一 総会議事録謄本又は抄本 一通
- 一 約款 一通
- 一 県共済農協連との基本契約書(案) 一通

別記様式第三号

法施行規則第五条第一項の規定による報告書(就任後速かに)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

役員選任報告

本組合役員を左のとおり選任しましたから、農業協同組合法施行規則第五条第一項の規定により、選挙録臈本を添えて報告します。

役名氏	名	生年月日	資格住	所	最終學歷	略	歴	就任年月日	備考

別記様式第四号

法施行規則第五条第廿項の規定による報告書(互選の日から二週間以内)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

常任役員選任報告

本組合理事会(監事会)において左のとおり常任役員を定めましたから、農業協同組合法施行規則第五条第二項の規定により、報告します。

役名氏	名	互選年月日	備	考

別記様式第五号

法施行規則第五条第三項の規定による報告書(辞任後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

役員辞任報告

本組合役員が左のとおり辞任しましたから、農業協同組合法施行規則第五条第三項の規定により、報告します。

役名氏	名	辞任年月日	辞任の理由

別記様式第六号

法施行規則第六条の規定による報告書(選任、解任後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

参事(会計主任)の選任(解任)の報告

本組合理事会において、左の者を参事(会計主任)に選任(解任)しましたから、農業協同組合法施行規則第六条の規定により、理事会の議事録抄本を添えて報告します。

職名氏名	住	所	略歴	備	考

別記様式第七号

法施行規則第七条の規定による申請書(総会終了後速かに)

定款変更認可申請書

本組合同定款中別紙のように変更することを昭和 年 月 日第何回通常(臨時)総会において決議しましたので、農業協同組合法第四十四条の規定により、認可を得たく関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地
何農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

添付書類

- 一定款変更理由書 一通
- 新旧条文を対照した書面 一通
- 総会議事録抄本 一通
- 出資一口の金額を減少する場合は前各号の書類の外左の書類を添付すること。
- 財産目録及び貸借対照表 一通
- 法第四十九条第二項の手續を了したことを証する

書面

一通

出資一口金額の増加及び出資最低持口数の増加をする場合は、定款変更理由書、新旧条文を対照した書面、総会議事録抄本の外左の書類を添付すること。

一 組合員(準組合員を含む。)全員の同意書の写

別記様式第八号

法施行規則第八条第一項の規定による申請書(総会終了後速かに)

共済規程変更承認申請書

昭和 年 月 日第何回通常(臨時)総会においてこの組合の共済規程を別冊のとおり変更することを議決しましたので、農業協同組合法第十条の二第三項の規定による承認を得たく関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

添付書類

- 共済規程変更の理由 一通
- 新旧規程又は新旧条文を対照した書面 一通
- 総会議事録謄本又は抄本 一通

別記様式第九号

法施行規則第八条第二項の規定による申請書(総会終了後速かに)

共済規程廃止承認申請書

昭和 年 月 日第何回通常(臨時)総会で組合の共済規程を廃止することを決議しましたので、農業協同組合法第十条の二第三項の規定により承認を得たく関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

添付書類

- 共済規程廃止の理由 一通
- 総会議事録謄本又は抄本 一通
- 廃止後の事務処理計画書 一通

別記様式第十号

法施行規則第十条の規定による報告書(総会招集通知後遅滞なく)

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合総会招集報告

本組合同定款中別紙のように変更することを昭和 年 月 日第何回通常(臨時)総会を左記により招集しま

したから、農業協同組合法施行規則第十条の規定により、報告します。

- 記
- 一 招集月日
- 一 開催日時
- 一 場所
- 一 会議の附議事項

別記様式第十一号

法施行規則第十一条の規定による報告書(総会終了後遅滞なく)

昭和 年 月 日
何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合総会終了報告

本組合第何回通常(臨時)総会は昭和 年 月

日終了しましたから、農業協同組合法施行規則第十一条の規定により、別紙のとおり議事録謄本(及び規約、業務報告書、事業計画書)を添えて報告します。

別記様式第十二号

法施行規則第十二条の規定による届書(請求を受けたときから遅滞なく)

昭和 年 月 日
何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合法第三十五条の規定による

総会招集(第四十条の規定による役員改

選、第四十三条の規定による参事、会計主

任解任)請求受理届

本組合の組合員から別紙写のように(何々)の請求が

ありましたから、農業協同組合法施行規則第十二条の規定により、これに対する措置方針を添えて届出します。

添付書類

- 一 請求書の写
- 一 請求に対する措置方針
- 一 請求現在における正組合員及び準組合員の総数及び同意者数を記載した書面
- 一 同意者名簿

別記様式第十三号

法施行規則第十三条の規定による報告書(監査の日から二週間以内)

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

代表監事 何 某

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合監査報告
本組合の業務運営財産状態について昭和 年 月 日現在をもつて監査したところその状況別紙のとおりでありましたから、農業協同組合法第四十一条の規定により、監査録を添えて報告します。

別記様式第十四号

法施行規則第十六条の規定による申請書(総会終了後速かに)

農業協同組合解散認可申請書

今般本組合解散の件昭和 年 月 日第何回通常(臨時)総会において決議致しましたから解散認可

を得たく、農業協同組合法第六十四条の規定により、

別紙関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某

鳥取県知事 何 某 殿
添付書類

- 一 解散理由書 一通
- 一 総会議事録抄本 一通
- 一 最近の財産目録及び貸借対照表 各一通

別記様式第十五号

法施行規則第十八条の規定による申請書(総会終了後速かに)

農業協同組合吸収合併認可申請書

今般××農業協同組合を○農業協同組合に合併(××農業協同組合を○農業協同組合に合併し、併せて○農業協同組合の定款を変更)したいから認可願すたく、農業協同組合法第六十五条第二項及び第四十四条第二項の規定により、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日
存続する組合

何郡何町村何番地
何農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

解散する組合

何郡何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何 某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

添付書類

- 一 何々……
- 一 何々……

別記様式第十六号

役員 調 書

役名	姓名	生年 月日	資格	住所	最終學歷	経歴の就任 概要 年月日	備考

別記様式第十七号

合併財務計画書

昭和 年 月 日現在
鳥取県 農業協同組合連合会

記載注意事項

- ① 本表は合併準備契約書における基準日現在を以て、合併予定日までの見込数字を記入する。その眼目は合併せんとする連合会の基準日現在の財産状況基準日より合併予定日までの財産異動状況及び合併予定日における新連合会との財産引継状況見込を知ることである。
- ② 各表とも頭書の昭和 年 月 日現在は基準日の年月日を記入する。
- ③ 第1表の増加見込額、減少見込額欄には基準日より合併予定日までの各科目の増加、減少見込額を記入する。
- ④ 第1表の支払不要(利益)見込額欄には、支払不要により利益に振替えるべき金額を記入し、この金額は第2表の収入の部の利益見込額に記入する。
- ⑤ 第1表の償却(損失)見込額欄には資産上の欠陥により損失に見込まれる金額を記入し(反対に利益の見込まれる場合には△(赤)を以てその金額を記入し)この金額は第2表の支出の部の損失見込額に(利益の場合は収入の部の利益見込額に)記入する。
- ⑥ 第2表の増加見込額欄には、基準日より合併予定日までの収入、支出見込額を各科目につきそれぞれ記入する。

00345

- (7) 第2表の(A) (B) 及び(A¹) (B¹) はそれぞれ第1表の(A) (B) 及び(A¹) (B¹) に転記する。
- (8) 第2表の基準日における収入、支出額欄には、基準日が年度末であるときは記入の要はない。基準日が年度途中である場合のみ年度始より基準日までの収入、支出額を記入する。
- (9) 第3表は第1表の支払不要(利益) 見込額及び償却(損失) 見込額欄の内訳明細である。科目名は第1表の場合と同様の科目名を用いること。
- (10) 第3表の資産の部において利益の場合には償却額欄に△(赤) を以て記入し、下欄の利益小計欄にその合計額を記入する。
- (11) 第4表及び第5表は合併予定日における利益又は損失見込額についての処分又は処理計画を記入する。
- (12) 第1表、第2表とも科目名は各連合会において現在使用しているものを用いて差支えない。但し大勘定科目名には括弧を附すること。

第1表 合併貸借見込表

昭和 年 月 日現在 (合併予定年月日 昭和 年 月 日)

資 産	本 身				債 権				資 産	
	基 準 日 に お け る 帳 簿 類	増 加 額	減 少 額	支 払 不 要 (利 益) 見 込 額	引 継 け る 予 算 額	科 目	基 準 日 に お け る 帳 簿 類	増 加 額		減 少 額
資 本 勘 定						(固 定 資 産 勘 定)				
出 資 金						土 地				
備 用 金						建 物				

00346

特 別 積 立 金	本 身				債 権				機 械 器 具 設 備	
	基 準 日 に お け る 帳 簿 類	増 加 額	減 少 額	支 払 不 要 (利 益) 見 込 額	引 継 け る 予 算 額	科 目	基 準 日 に お け る 帳 簿 類	増 加 額		減 少 額
借 入 金 勘 定						什 器 備 品				
借 入 金						(購 買 事 業 勘 定)				
(購 買 事 業 勘 定)						購 買 品				
購 買 未 払 代 金						購 買 未 收 代 金				
購 買 前 受 金						購 買 前 渡 金				
()						()				
()										
(繰 越 利 益 金)						(繰 越 損 失 金)				
小 計						小 計				
合 計						合 計				
收 入 合 計 額	(A)					支 出 合 計 額	(A ¹)			(B ¹)

第2表 合併收支見込表

昭和 年 月 日合併 (予定年月日 昭和 年 月 日)

入				出					
科 目	標準日にお ける収入額	増 加 見込額	第1表にお ける利益見 込額	計	科 目	標準日にお ける支出額	増 加 見込額	第1表にお ける損失見 込額	計
小 計	(A)		(B)		小 計	(A')		(B')	
差 引 損 失					差 引 利 益				
合 計					合 計				

第3表 償却及び支払不要見込内訳明細表

負 債				資 産			
科 目	支払不要額	理 由	科 目	償 却 額	理 由	損 失 小 計	利 益 小 計
合 計							

第4表 利益処分計画表

利益額	処分	金額	備考
(1) 繰越剰余金 (損失金)	方	法	金額
	(1) 準備金へ		
	(2) 教育情報資金へ		
	(3) 特別積立金へ		
	(4) 未払法人税引当		
(2) 当期剰余見込額	(5) 出資配当		
	(6) 事業配当		
	(7)		
	(8)		
	(9)		
(8) 計	小計		
	(10) 新連合会引騰		
	合計		

第5表 損失処理計画

損失額	処理	金額	備考
(1) 繰越損失金 (利益金)	方	法	金額
	(1) 特別積立金より		
	(2) 準備金より		
	(3) 其他積立金より		
	(4) 再評価差額より		
(2) 当期損失見込額	(5) 棚卸資産評価利益より		
	(6) 出資金切捨		
	(7)		
	(8)		
	(9)		
(8) 計	小計		
	(10) 新連合会引騰		
	合計		

別記様式第十八号
 法施行規則第十九条の規定による申請書(総会終了後速かに)

農業協同組合新設合併認可申請書

今般何農業協同組合及び何農業協同組合は、合併により何農業協同組合を新設しましたので認可を得たく、農業協同組合法第六十五条の規定により、別冊定款、事業計画書及び関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

設立委員 何

(以下設立委員全員右にならう)

何郡何町村何番地

何農業協同組合

設立委員 何

(以下設立委員全員右にならう)

鳥取県知事 何 某 殿

添付書類

- 一 何々……
- 一 何々……

別記様式第十九号

法施行規則第二十条の規定による報告書(総会終了後速かに)

昭和 年 月 日

何郡何町村何番地

何農業協同組合

清算人代表 何

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合清算終了報告

本組合清算終了し何月何日総会に於て別紙決算報告書の承認を終わりましたから、農業協同組合法施行規則第二十条の規定により、報告します。

添付書類

- 一 清算報告書

一通

00351

- 一 総会議事録謄本 一通
- 一 法第七十三条の手続(主として民法第七十九条の手続)をつくしたことを証する書面 一通
- 一 登記簿抄本 一通

別記様式第二十号

法施行規則第二十一条の規定による報告書(登記完了の日から二週間以内)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合何々登記完了報告

本組合何々登記は何月何日終了しましたから、農業協同組合法施行規則第二十一条の規定により、登記簿抄本(登記申請書写)を添えて報告します。

別記様式第二十一号

法施行規則第二十二条の規定による報告書(災害の日より可及的速かに)

昭和 年 月 日

何那何町村何番地

何農業協同組合

組合長理事 何

某 ㊦

鳥取県知事 何 某 殿

農業協同組合災害状況報告

今般本組合の財産に損害を生じたので、農業協同組合法施行規則第二十二条の規定により左記のとおり、報告します。

記

災害発生年月日	災害発生原因	被災施設所在地	被災施設名	被災施設の種類	被災施設の数	被災額(単位千円)	被災の状況	備考

00352

(注)

1 施設名、在庫品名は次の分類による。

- (1) 施設名……事務所、農倉、肥料倉、木炭倉その他
倉庫、共同作業場、加工場、機械、車輛その他

- 在庫品
 - 購買物資……肥料、農機具、農業、飼料、わら工品、食糧品、衣料、医薬品
その他生産資材、その他生活物資
 - 販売物資……米、麦、菜種、甘藷、澱粉、雑穀
その他

2 被害程度は流失、全壊、半壊、破損、浸水等の区分による。

3 数量は建物については×棟、×坪、機械車輛については×台、在庫品については×点、×袋、×Kgと記入する。

4 被害額は時間により千円単位による。

5 備考欄には復旧の必要の有無等必要と思われる事項
その他災害を受けた施設が数個ある場合には、復旧の優

先順位を記入する。